

忘れずに
更新を!

マイナンバーカードの 更新手続きはお済みですか?



特
集

マイナンバーカードの更新には、「電子証明書の更新(5年ごと)」と「カード本体の更新(10年ごと、18歳未満は5年ごと)」があります(画像①)。有効期限の3か月前から手続きできます。期限の2~3か月前に「有効期限通知書」(画像②)が届きます。



画像①



画像②

1 電子証明書の更新(5年ごと)

コンビニ交付やマイナポータルの利用に必要な電子証明書の更新です。

- ・持ち物: マイナンバーカード、有効期限通知書(なくても手続きできます)
- ・場 所: 本庁舎 マイナンバーカード特設サポート窓口/分庁総合窓口課
- ・その他: マイナンバーカード交付時に設定した暗証番号が必要です(英数字6文字以上、4桁の暗証番号)。忘れた場合は窓口で再設定できます。

2 カード本体の更新(10年ごと/18歳未満は5年ごと)

新しい写真でカードを作り替えます。申請に必要な書類などは有効期限通知書に同封されています。

《申請方法》①以下のいずれかの方法で新しいカードを申請

● オンライン(スマートフォン・パソコン)

必要な物:

交付申請書(QRコード・申請書IDあり)、顔写真データ、メールアドレス



● 証明写真機

画像③のマークがある写真機で申請可能(対応していない機種もあります)

必要な物:

交付申請書(QRコード・申請書IDあり)、写真代



画像③

● 郵便

必要な物:

交付申請書、顔写真、返信用封筒
※郵送申請に必要な顔写真は、役場でも撮影できます(写真代無料)



※「申請書ID」「QRコード」がない手書き用申請書が送付されている場合、マイナンバーを記入のうえ郵送で申請するか、住民課にお電話ください。QRコード付きの申請書を申請者の住所宛に送付します。

※現在マイナ免許証を持っている人で、新しいカードを引き続きマイナ免許証として利用したい場合は、オンラインで申請してください。(証明写真機・郵便による申請では、新しいカードを引き続きマイナ免許証として利用することができず、再度マイナ免許証の利用手続きを行う必要があります。)

②新しいカードの受け取り

申請から約1か月後に交付通知書(はがき)が届きます。交付通知書に記載されている交付場所(住民課 マイナンバーカード特設サポート窓口/分庁総合窓口課)へ、通知書と古いカードを持参し、新しいカードを受け取ってください。

【注意事項】

- ・有効期限を過ぎると、コンビニ交付やマイナポータルの利用などができなくなります。健康保険証としての利用は、期限が切れた日から3か月以内は可能です。
- ・平日は予約不要です。休日窓口を利用する場合、予約サイトまたは電話での予約が必要です。
- ・代理人が手続きする場合は、必要書類や手続き方法が異なります。詳しくは、有効期限通知書に同封の案内、町ホームページを確認するか、住民課またはマイナンバー総合フリーダイヤルへお問い合わせください。



問い合わせ先

住民課 マイナンバーカード特設サポート窓口
マイナンバー総合フリーダイヤル

0859-68-3116
0120-95-0178



▲伯耆町
ホームページ



マイナンバーカードで できること

もっと
便利に！

マイナンバーカードは、本人確認の際の証明書としてだけでなく、様々な場面で利用できます。

コンビニで証明書が取れる（コンビニ交付）

全国のコンビニなどのマルチコピー機で証明書を取得できます。役場が閉まっている時でも取得でき、申請書を書く手間がありません。



証明書の種類	取得できる範囲など
住民票の写し	本人・同一世帯員分 ・記載の有無を選択できる事項…本籍、続柄、国籍・在留資格などの外国人項目（外国人の人）
住民票記載事項証明書	本人・同一世帯員分
印鑑登録証明書	本人分
所得課税証明書	本人分（最新年度分のみ） 1月1日から継続して伯耆町に住所がある人のみ取得できます。

利用可能時間：
平日・土日祝日の
6：30～23：00

手数料：
1通あたり300円

必要なもの：
マイナンバーカード、
利用者証明用電子証明書（数字4桁の暗証番号）、手数料

※役場本庁舎・分庁舎にもマルチコピー機を設置しています。

【注意事項】

- 各店舗の営業時間により、利用できない時間帯があります。
- システムメンテナンス日（不定期）は、利用できません。
- 15歳未満の人は利用できません（15歳以上の同一世帯員が代わりに取得可能）。
- 住民票・住民票記載事項証明書には、マイナンバーと住民票コードは記載できません。必要な場合は、役場窓口で請求してください。

健康保険証として使える（マイナ保険証）

医療機関・薬局で、保険証として利用できます。

マイナ保険証のメリット

- 過去の薬や健診情報をもとにした、より適切な診療を受けられる
- 限度額適用認定証の申請手続きなしで、高額療養費の限度額以上の支払いが不要になる



【利用方法】

- ①マイナ保険証の利用登録（最初に1度だけ）
顔認証付きカードリーダー（病院・薬局の受付に設置）、マイナポータル、セブン銀行ATMのいずれかで登録。
- ②窓口で利用
顔認証付きカードリーダーにカードを置く→本人確認（顔認証／4桁の暗証番号入力）→情報提供の可否を選ぶ→受付完了

各種行政手続きをオンラインで （マイナポータル）

いつでも・どこでも行政手続きができます。



- 引越し（転出届）のオンライン提出
※転出に伴うその他の手続きは、来庁が必要となる場合があります。
また、転入手続きは新住所の市町村役場へ来庁が必要です。
- 年金記録の確認、各種年金手続き
- 健診結果・薬剤情報の確認 など

確定申告がスマホで完結 （e-Tax）

カードをスマートフォンで読み取って手続きできます。

- 自宅から、24時間いつでも利用可能
- マイナポータル連携で申告書に自動入力
- 受信通知からいつでも内容確認ができる
- 添付書類の提出不要（※一部の書類を除く）
- 早期還付（3週間程度）

※書面の場合、1か月～1か月半程度

CHECK!

暗証番号を忘れた、またはロックがかかってしまった場合

役場窓口で再設定（初期化）ができます。マイナンバーカードをご持参ください。

※代理人による手続きの場合は別途書類が必要です。



▲デジタル庁